

一般社団法人漢方産業化推進研究会 会員規約

この会員規約(以下「本規約」という)は、一般社団法人漢方産業化推進研究会(以下「当研究会」という)及び当研究会員(以下「会員」という)との関係に適用します。当研究会では、入会の申込みをお預かりした時点で、本規約を承認したものとみなします。

第1章 総則

(会員規約の適用)

第1条 当研究会は、会員との間に本規約を定め、これにより当研究会の運営を行います。また、当研究会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

(会員規約の変更)

第2条 当研究会は、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、電子メール、書面その他当研究会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

(用語の定義)

第3条 本規約において使われる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- 1) 「会員」とは、本規約を承認のうえ、当研究会に入会を申込み、当研究会が入会を承認した法人又は個人をいいます。
- 2) 「書面」とは、当研究会が指定した書式による文書、又は任意の書式による文書(電子書面を含みます)をいいます。

(会員の特典)

第4条 当研究会における会員の特典は以下の通りとします。

- 1) 会員は、当研究会が開催するセミナー、勉強会に参加することができます。
- 2) 会員は、当研究会が発信する情報の提供を受けることができます。
- 3) 会員は、当研究会が実施する、各種団体・企業との情報交換、協力支援などを受けることができます。

第2章 入会申込等

(入会申込)

第5条 当研究会への入会の申込みをする個人又は法人は、当研究会が別に定める入会申込書に必要事項を記入して、当研究会事務局に提出することとします。

- 2 当研究会は、入会申込者が次の各号に該当する場合、入会を認めない場合があります。
 - 1) 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合
 - 2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
 - 3) その他、当研究会が入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第6条 会員資格有効期間は、第3条1号に基づく入会承認日から翌年3月31日までとし、以降期間満日の1ヶ月前までに退会の申し出があった場合を除き、1年間自動的に更新されます。

(会員の種類・入会金・年会費)

第7条 会員の種類、資格及び年会費（年会費は年度毎に徴収するものとし、入会の時期にかかわらず一律）は下表の通りとします。但し、年会費には消費税等を含みません。

会員の種類	資格	年会費
法人会員	個人会員及び協力会員を除く全ての法人	500,000円
個人会員	個人	100,000円
協力会員	行政機関、公的研究機関及び公益法人（団体）	無料

2 会員は、当研究会が請求書を発行した日から1ヶ月以内に当研究会指定の口座に年会費を振込むものとします。

3 会員が前項の支払期日を逸したときは、当研究会は、会員に対し、その支払い期日の翌日から支払いが完了するまでの日数に応じ、支払い遅延金額に対し年率6%の割合で計算した遅延利息を請求することができるものとします。

4 支払いを受けた年会費はいかなる時期および理由においても返還を行わないものとします。

第3章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第8条 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を当研究会事務局に通知するものとします。

2 前項の規定による変更通知の不在によって、当研究会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延又は不達になったとしても、当研究会はその責を負わないものとします。

第4章 会員資格の喪失

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人の死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- (4) 第11条に基づき、会員資格を解除されたとき

(退会)

第10条 退会しようとする場合は、退会届を当研究会事務局に届け出て退会することができます。

(会員資格の停止・解除)

第 11 条 当研究会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告なく、当該会員の資格を停止又は解除をすることができます。

- 1) 本規約に違反したとき
- 2) 重大な財務状況の悪化が認められる相当の事情が生じたとき
- 3) 会員、その役員、従業員、親会社、子会社、関連会社が暴力団等の反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- 4) 内外の諸法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき
- 5) 当研究会、他の会員又は第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権、その他財産、プライバシーを侵害した場合又はそのおそれのある行為をした場合
- 6) 当研究会、他の会員又は第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- 7) 当研究会に届け出た情報の全部又は一部が真実と異なることが判明したとき
- 8) 当研究会、他の会員又は第三者の名誉又は信用を失墜させる行為があったとき
- 9) 会員が登録した情報に基づいても当研究会と会員との連絡が 2 ヶ月間不可能なとき
- 10) その他、当研究会が会員として不適当と判断した場合

第 6 章 会員証の発行等

(会員証の発行)

第 12 条 当研究会は、会員に対し、会員当たり 1 枚の会員証を発行します。

- 2 会員証の有効期限は会員資格有効期間内とします。
- 3 当研究会の活動、事業に参加する場合は会員証を提示してください。
- 4 会員証及び会員に基づく権利は、当該会員以外の者に使用許諾、貸与、譲渡、相続等を行うことができません。
- 5 会員証は、当該会員が会員ではなくなった場合、当研究会に返却するものとします。

第 7 章 商号及び商標等の利用

(商号及び商標等の利用)

第 13 条 当研究会が定めた商号及び商標等を個人的に又はその他の目的で利用する場合は、当研究会の事前の書面による承認を得る必要があります。

第 8 章 禁止行為

(禁止行為)

第 14 条 会員は無断で当研究会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。

- 2 その他、当研究会の目的を理解し、第 11 条各号に定める行為、当研究会の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

第9章 情報管理

(秘密保持義務)

第15条 「秘密情報」とは、当研究会または会員（以下「開示者」という）から他の当事者（以下「被開示者」という）に対して、秘密と指定の上開示される一切の情報をいいます。

2 前項の秘密情報には以下の各号の一に該当するものを含まないものとします。

- 1) 開示されたとき既に公知であったもの。
- 2) 開示後被開示者の責に帰さない事由により公知になったことを証明したもの。
- 3) 開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等）。
- 4) 開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。
- 5) 法令、規則、裁判所の決定・命令および正当な権限を有する公的機関の命令等に基づき、開示を要求されたもの（ただし、開示にあたり、事前に開示者への通知を要する）。

3 被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示または漏えいしないものとします。当研究会及び会員は、開示者から非開示者に対して、秘密と指定の上開示される一切の情報を、開示者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏えいしないものとします。

(個人情報保護)

第16条 当研究会及び会員は、個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)の取得、使用等につき、「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

2 会員は、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、又はその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

第10章 知的財産

(知的財産の帰属)

第17条 当研究会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当研究会に帰属します。

(知的財産の保護)

第18条 当研究会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、又は公表してはいけません。

第11章 損害賠償等

(損害賠償)

第19条 本研究会の運営に関し、会員または当研究会の責に帰すべき事由により相手方が損害を受けた場合、当該会員または当研究会は、相手方に対しその損害を賠償するものとしま

す。

(免責)

第 20 条 当研究会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当研究会の故意又は重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第 12 章 残存条項

(残存条項)

第 21 条 退会した場合又は会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第 15 条乃至第 20 条及び本条の規定は有効に存続するものとします。

第 13 章 その他

(準拠法)

第 22 条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(裁判管轄)

第 23 条 当研究会及び会員は、当研究会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

(疑義の解決)

第 24 条 本規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、当研究会と会員の間で協議し、誠意をもって解決するものとします。

附則

本規約は 2014 年 5 月 12 日より実施します。